企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令第２条第９号に規定する改正前確定給付企業年金法施行令第78条の規定により、次のとおり公告します。

１．基金の名称　四国薬業企業年金基金

２．事務所の所在地　香川県高松市兵庫町８番地１

３．理事長の氏名及び住所　松田　康弘　香川県高松市兵庫町８番地１

４．実施事業所の名称及び所在地　四国アルフレッサ株式会社　香川県高松市国分寺町、株式会社幸燿　香川県高松市田村町、株式会社よんやく　愛媛県松山市南高井町、中澤氏家薬業株式会社　高知県南国市伊達野、松田医薬品株式会社　高知県吾川郡いの町、徳島薬品株式会社　徳島県徳島市東山手町、四国薬業企業年金基金　香川県高松市兵庫町、和光商事株式会社　高知県高知市南久保、株式会社翼　香川県高松市木太町

５．設立認可年月日　平成30年５月１日

６．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　四国薬業厚生年金基金　香川県高松市兵庫町８番地１　井門高松兵庫町ビル６階

平成30年５月16日

香川県高松市兵庫町８番地１

四国薬業企業年金基金

理事長　松田　康弘

解散命令公告

茨城県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成30年５月16日

茨城県知事　大井川和彦

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定により解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

石のデザイン開発協同組合

茨城県桜川市大国玉364番地の１

協同組合水海道専門店会

茨城県常総市水海道栄町2658番地

教示

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40歳以上80歳以下の男性、身長約145㎝～160㎝前後、着衣はジャンパー、青色ジャケット、ゴム長靴

上記の者は、平成29年８月29日午前10時15分頃、北海道砂川市西６条北14丁目緑蔭橋の箱桁内で白骨化した状態で発見された。死後１年前以上10年以内と推定。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、当市保健福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成30年５月16日

北海道　　砂川市長　善岡　雅文

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30～50歳位の男性、身長169㎝位、ジーパン、パンツ

上記の者は、平成30年３月17日愛知県北設楽郡豊根村古真立字滝原山地内、佐久間湖右岸で発見された。遺体は身元不明のため火葬に付し、豊根村上黒川字長沢４、桂昌院に納骨保管しています。心当たりの方は、当村住民課までお申し出下さい。

平成30年５月16日

愛知県　　豊根村長　伊藤　実

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成三十年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十六日

茨城県ひたちなか市稲田一〇五九番地の五

四国薬業厚生年金基金

代表清算人　鈴木　利一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十六日

埼玉県越谷市蒲生一丁目一三番二〇号一〇二号

株式会社ＭＩＹＡＴＡ

代表清算人　長谷部貴士

解散公告

当社は、平成三十年四月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十六日

埼玉県比企郡鳩山町熊井二六三

有限会社山口鉄筋工業

清算人　山口由紀夫

解散公告

当社は、平成三十年三月三十日開催の株主総会の決議により平成三十年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十六日

埼玉県川口市中青木二丁目一三番二二号

青信リース株式会社

代表清算人　梅津　誠

解散公告

当社は、平成三十年四月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十六日

埼玉県久喜市西大輪八七六番地一

株式会社上野

代表清算人　酒井　康

解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十六日

埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目四〇番三号

株式会社ラムザ歯科サポート

代表清算人　谷口　ゆり

解散公告

当社は、平成三十年四月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十六日

埼玉県比企郡鳩山町熊井二六三

有限会社山口鉄筋工業

清算人　山口由紀夫

解散公告

当社は、平成三十年三月三十日開催の株主総会の決議により平成三十年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十六日

埼玉県川口市中青木二丁目一三番二二号

青信リース株式会社

代表清算人　梅津　誠

解散公告

当社は、平成三十年四月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十六日

埼玉県久喜市西大輪八七六番地一

株式会社上野

代表清算人　酒井　康

解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十六日

埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目四〇番三号

株式会社ラムザ歯科サポート

代表清算人　谷口　ゆり